



# 目次

財稅の新政策.....	1
顧客サービスの事例.....	2
クレストン国際のニュース.....	3
同僚の勤続年数.....	4

百福潤、財稅サービスに専念して21年間

**ミッション:**

専門知識で顧客に価値を高め、尊敬される財稅顧問になる

**ビジョン:**

財稅サービス業をリードし続け、100年先まで生き延びる

**価値観:**

いつまでも顧客を中心に据え、専門的、正直、高能率



上海



青島

1. 集積回路産業の質の高い発展を促進するため、各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、新疆生産建設兵団財政局、国家税務総局の各省・自治区・直轄市・計画単列市の税務局は「集積回路企業に係る増値税加算控除政策に関する通知」(財税【2023】17号)を公布し、以下のように規定している。

(1) 2023年1月1日から2027年12月31日まで、集積回路(IC)の設計、生産、組立・テスト、装備、材料企業(以下集積回路企業という)に対して、当期税額控除可能額にその15%を加算控除して納めるべき増値税を算出する。

**(2) 集積回路企業には、当期税額控除可能額の15%を当期加算控除額とする。**企業が外注するチップに対応する仕入税額、及び現行の規定によって売上税額の中から差し引けない仕入税額は加算控除額を計上できない。加算控除後、規定によって転出処理をした仕入れ税額について、転出の当期にその部分の加算控除額を差し引く。

(3) 集積回路企業は、現行の規定にしたがって一般的な課税方法による納税額(以下、控除前の納税額という)を算出した後、次のような場合に区分して加算控除を行う。  
A: 控除前の納税額がゼロである場合、当期税額控除可能額の加算控除額はすべて次期に繰り越す。

B: 控除前の納税額がゼロを超え、かつ当期控除可能額の加算控除額を上回る場合は、当期控除可能額の加算控除額を控除前の納税額から全額控除する。

C: 控除前の納税額がゼロを超え、かつ当期控除可能額の加算控除額を超えない場合、納税額がゼロになるまで当期控除可能額の加算控除額を控除する。控除しきれなかった当期控除可能額の加算控除額は、次期に繰り越し控除する。

**(4) 控除できるがまだ計上していない集積回路企業の加算控除額は、加算控除政策の適用期間にまとめて計上・控除できる。**

(5) 同時に複数の増値税加算控除政策が適用できる場合、集積回路企業はその中から一番節税できるのを選び適用

することができるが、同期間に重ねて適用することはできない。

2. 小型薄利企業の発展を促進するため、財政部は「障害者就業保障金優遇政策の継続実施に関する公告」(財政部【2023】8号)を公布し、以下のように規定している。

(1) 障害者就業保障金の段階的軽減政策を継続して実施する。そのうち、身体障害者が在籍従業員総数に占める割合が1%以上に達し、所在地の省・自治区・直轄市の人民政府の規定している割合を下回る場合、使用者は規定によって納めるべき納付額の50%で障害者就業保障金を納める。身体障害者が在籍従業員総数に占める割合が1%を下回る場合、使用者は規定によって納めるべき納付額の90%で障害者就業保障金を納める。

**(2) 従業員数が30人以下の企業は、引き続き障害者就業保障金の納付を免除される。**

**(3) 本公告の施行期間は2023年1月1日から2027年12月31日までとする。**本公告に規定された減免条件を満たすが、既に障害者就業保障金を納付した使用者は、規定によって払い戻しを申請することができる。

3. 映画産業の発展を支援するため、財政部と国家映画局は「国家映画事業発展特別プロジェクト資金を段階的に免除する政策に関する公告」(財映【2023】9号)を公布し、以下のように規定している。

2023年5月1日から2023年10月31日まで国家映画事業発展特別プロジェクト資金が免除される。





## 財税サービスの事例

**背景:**ある貿易型会社のZ総経理は、この間友達とチャットしているうちに友達の会社の業務と自社の業務のタイプが似ていることが、自社の納税額が友達の会社よりずっと多いことに気づいた。友人の紹介で、百福潤財税コンサルティングが税務企画ができることを知った後、百福潤に助けを求めた。

### サービスの経緯:

会社のニーズを理解した後で、百福潤はまず企業のオーナーと深く交流して、同会社の年間所得は数千万元ぐらいで、年間利潤は数百万元であることがわかった。企業の製品種類と運営パターンを十分に理解した上で、百福潤はZ総経理に製品種類によって利益がそれぞれ180余万元と220余万である2つの子会社に分割して経営することを提案した。納めるべき企業所得税を税務計画前の100万余から税務計画後の約20万に減らし、節税率は80%以上に達している。

## ご案内

政府は小型薄利企業向けに一連の減税措置を打ち出した。それらの優遇政策を享受するには、それなりの条件を満たす必要がある。条件を満たしていない企業は、優遇政策を享受できない。

百福潤の専門チームは、企業の具体的な発展戦略、ビジネスモデル、組織構造によって、税務計画を支援することができる。例えば、分割などの方法を採用して、企業が合理的かつ合法的に条件を満たし、税負担を下げるができるようにする。



## Kreston 最近のイベント

会員事務所同士の交流と提携を促進するため、クレストンは近頃下記のイベントを開催した。

1. トリプル・キャピタル・アカウンティング (TCA): 環境・社会的要因を財務報告書に盛り込んでいる。

Kreston Globalの専門家であり、ESG委員会のメンバーであるLaurent Le Pajolec氏とChristina Tsiarta氏は、グローバル会計専門誌『International Accounting Bulletin (IAB)』にトリプル・キャピタル・アカウンティング (TCA) をテーマにした論文を最近共同執筆した。この論文は、トリプル・キャピタル・アカウンティング (TCA) が企業の持続可能な発展に対する重要性を論じている。

トリプル・キャピタル・アカウンティング (TCA) とは、企業の業績を評価する際に、財務、自然、社会という資本の3つの側面を考慮した持続可能な枠組みである。持続可能な発展の分野における多くの既存の枠組みと基準に伴い、企業的意思決定と財務情報開示に環境と社会の側面を取り入れる動きが高まっている。



2. Kreston Globalの専門家であり、ESG委員会のメンバーであるLaurent Le Pajolec氏とChristina Tsiarta氏は、企業が貿易協力協定 (TCA) に参加する必要がある理由と、既存の会計方法が現代企業のニーズに十分対応できない理由についての洞察を共有した論文を共同執筆した。



史曉萌  
税還付部  
中級会計士  
入社8周年

座右の銘  
学び、学び、また学び！  
学んで、はじめて不足を知る。

百福潤財税は2003年の初めに創立され、国内や外国資本の企業に財税のアウトソーシング、法律、監査及びビジネスサービスを提供することに力を注いできた。弊社は顧客に高品質の財税サービス及びカスタマイズソリューションを提供し、顧客の異なる要望に答えると同時に、顧客と相互信頼及び長期の提携パートナー関係を築くことを旨とする。

2015年、百福潤財税は正式に世界第13位の国際的会計事務所ネットワークであるクレストン・インターナショナルの会員事務所になった。我々は国内の顧客にサービスを提供できるだけでなく、世界各地の顧客に資源の商談やサービスを提供できる。我がチームの特徴は、国際的な視野と本土資源である。

### 業務内容：

**財税サービス：**通年の財税コンサルティング、財税のアウトソーシング、納税計画、輸出税還付、合併買収・再編、譲渡の価格設定、税務講座

**法律関連サービス：**日常の法律関連諮問、法律のデューディリジェンス、契約書の審査、コンプライアンス審査、知的財産権の保護、法的雇用関係

**監査サービス：**内部統制の特別監査、財務諸表の監査、財税のデューディリジェンス、資産評価、出資検証

**ビジネスサービス：**内資と外資の企業登録、登記事項の変更、企業の清算と抹消、人事のアウトソーシング

### 連絡先

#### 中国 上海事務所

浦東新区東方路710号湯臣金融大厦1612室

電話番号：+86-21 6876 9886

メールアドレス：cpash@brighture.com



#### 中国 青島事務所

市南区福州南路87号福林大厦A座602室

電話番号：+86-532 8597 9808

メールアドレス：cpaqd@brighture.com



免責条項：【百福潤財税】短報の内容はご参考として閲覧頂き、詳細は関係の法規及び現地の行政機関の判定結果を基準とする。

\*百福潤財税は21年以上の経験をもって、内資や外資企業に財税・法律・監査・ビジネスサービスを提供している。世界第13位の国際的会計事務所ネットワークであるクレストン・インターナショナルの会員事務所として、国際的な視野と本土資源をもって、ワンストップの財税ソリューションを提供する。老舗ブランドだからこそ、安心できる。